

平成28年

第3回市議会定例会 報告第7号

専決処分の報告について

平成28年6月9日函館市本町29番20号先路上で発生した交通事故による損害賠償の額を平成28年7月20日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

平成28年9月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

27,280円

2 損害賠償の相手方

函館市内に住所を有する会社